

志木市自動販売機設置に係る仕様書

志木市役所庁舎・関連施設に設置する自動販売機（以下、「設置者」という。）は、以下に留意するものとする。

1 自動販売機の仕様

設置者は、以下の項目を満たす自動販売機を設置するものとする。

(1) 設置面積等

設置場所	自動販売機設置面積（㎡）	販売物品の条件
志木市民体育館A	1.00 ㎡	缶・ペットボトル飲料

(2) 環境対策

設置者は、環境負荷軽減のため、設置する自動販売機をノンフロン型とし、消費電力の削減のため、省エネルギー機能を搭載した機器を設置するものとする。

(3) ユニバーサルデザイン

設置者は、老若男女、障がいの有無にかかわらず、誰にでも使いやすいよう工夫された機器を設置するものとする。

2 自動販売機の設置・管理・運営について

設置者は、自動販売機の設置・管理・運営にあたって、以下に記載する事項を遵守するものとする。

(1) 安全対策

設置者は、自動販売機の設置における安全を確保するため、以下の安全対策を講じるものとする。

①転倒防止のため、「自動販売機の据付基準」（JIS規格 JIS B8562）及び「自動販売機の屋内据付基準」（日本自動販売機工業会）を遵守した措置を講じること。ただし、建築物躯体に影響を及ぼす可能性のあるアンカー等による固定は、原則として認めない。

②販売物品の安全性確保のため、「食品添加物等の規格基準」（食品衛生法）、「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。

③防犯対策のため、偽造通貨（紙幣）の使用による犯罪の防止策が行われている自動販売機を設置すること。また、当該自動販売機は、屋内装置であるが、「自動販売機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会）を遵守し、犯罪防止に努めること。

(2) 販売品

販売品は、飲料水等とし、煙草・アルコール類の販売は認めない。

設置施設の販売品と被らない様、十分に協議する事

(3) 商品補充・変更・消費期限の確認

設置者は、設置する自動販売機へ商品を補充及び変更、消費期限の確認を行うこと。また、設置者は、販売物品を起因とする事故等の発生に対して、自らの責任において誠実に事故の収束に努めること。

(4) 売上金の回収及び釣銭の補充

設置者は、設置する自動販売機の売上金の回収及び釣銭の補充を行うこと。

(5) 故障時の対応

設置者は、日頃から保守業務を随時行い、設置した自動販売機に故障が発生した場合、速やかに保守員を派遣し対応するなど、当該自動販売機の機能維持に努めるものとする。なお、設置者は、設置する自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、利用者の問い合わせ等に誠実に対応すること。

(6) 使用済み容器の回収

設置者は、使用済み容器の回収について以下の点に留意し、自動販売機設置場所周辺の美化に努めるものとする。

- ①原則として自動販売機設置 1 台につき最低 1 基の割合で、使用済み容器回収ボックスを設置すること。なお、設置に係る費用は、設置者の負担とする。
- ②回収ボックスの素材は、樹脂製または金属製とし、容器の回収頻度や回収量を考慮し、使用済み容器が溢れ、周囲に散乱することがないように、十分な収容容積を確保すること。
- ③使用済み容器の回収は、設置者の責任において適切な頻度で行い、臭気等で不衛生な状態とならないよう細心の注意を払うこと。また、1 ヶ月に 1 度は、清掃をし、汚れ等を除去すること。なお、回収は、原則的に開館日のみとし、やむを得ず閉館日における作業を行うときは、事前に施設管理責任者の承認を得るものとする。
- ④使用済み容器の処理は、容器包装リサイクル法（平成 7 年法律第 112 号）などの関係法令に基づき、適切に行うこと。

(7) 費用負担

設置者は、以下の費用を別途負担するものとする。

①電気代

自動販売機の設置・管理・運営にかかる電気代は、設置場所貸付料（以下「貸付料」という。）とは別に、設置者が市に対し支払うものとする。なお、電気使用量の算出に当たっては、設置者の負担において子メーター（計量法に基づく検定または基準適合検査に合格したもので、有効期限内のもの）を設置し、毎月末に検針を実施し、6 月末、9 月末に 3 月分を集計するものとする。なお、料金については、東京電力（株）の従量電灯 B の料金算定を基礎に算出するものとする。

②自動販売機の設置にかかる費用

自動販売機の設置に際し、電気工事等を必要とする場合、その費用は、設置者が負担するものとする。なお、工事を実施する際は、施設管理責任者の指示に従って行うこと。

(8) 原状回復

設置者は、貸付期間が満了または契約が取り消された場合は、速やかに原状回復し、施設管理責任者の確認を受けること。なお、原状回復に要する費用は、設置者の負担とし、設置者は一切の補償を市に対し求めることができないものとする。

3 使用上の制限

設置者は、貸付決定から賃貸期間満了までの間、以下の事項について遵守するものとする。

- (1) 賃貸借契約の条件を遵守し、貸付料を確実に納付すること。
- (2) 貸付物件への建物の建築や工作物の設置を行わないこと。
- (3) 貸付物件を第三者に転貸し、またはそれに類似する行為を行わないこと。
- (4) 本件賃貸借権を第三者に譲渡し、または他の権利を設定しないこと。

4 賃貸借料

賃貸料は、市有財産賃貸借契約書第6条に記載の金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。